

## 西之表市個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、個人番号の利用等に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

**第4条** 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用できる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているとき

は、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、番号法附則第1条第4項に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** (平成28年3月30日条例第12号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年6月29日条例第19号)

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

**別表第1** (第4条第1項関係)

執行機関	事務
市長	鹿児島県療育手帳交付要綱による療育手帳の交付に関する事務のうち、福祉事務所の長がすることとされている事務
市長	西之表市重度心身障害者医療費助成条例(昭和62年西之表市条例第17号)による医療費の助成事務

**別表第2** (第4条第1項及び第2項関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成7年西之表市条例第22号)による医療費の助成事務	地方税の賦課徴収に関する情報
市長	西之表市地域生活支援事業実施規則(平成28西之表市規則第19号)による、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び日中一時支援事業に係る事務	地方税の賦課徴収に関する情報
市長	西之表市子ども医療費助成条例(昭和62年西之表市条例第16号)による医療費の助成事務	地方税の賦課徴収に関する情報